

「平成29年度第5回中小企業のための法律セミナー」開催！ ～大阪弁護士協同組合 稲田弁護士が「民法(債権法)大改正早わかり！！」について講演～

12月1日(金)マイドームおおさかにおいて「平成29年度第5回中小企業のための法律セミナー」を開催いたしました。参加者は39名でした。

講演のテーマは「民法(債権法)大改正早わかり！！～知っておくべき改正のポイント～」、講師は大阪弁護士協同組合所属の稲田正毅弁護士。



稲田弁護士の講演では、まず、I「なぜ民法(債権法)は改正なのか」として、1. 現行民法(財産関係)、2. 改正の必要性、3. 改正民法成立の経緯と施行時期等について、分かり易い説明が為されました。また、II「どんなところが変わったのか？～民法(債権法)改正の概要」として、1. 基本的な視点、2. 底流にある思想と実情、3. 改正項目、4. 対象外について、レジュメに基づく詳細な説明が行われました。

稲田 正毅氏

続いて、III「本日取り上げる項目」として、1. 「社会経済の変化に対応」という観点から、(1)消滅時効制度の改正、(2)法定利率の改正、(3)保証制度の改正、(4)約款制度について、また、2. 「国民に分かりやすい民法」の観点から、(1)解除のルール、(2)瑕疵担保責任のルールについて、それぞれの「問題の所在」、「改正法の内容」及び「実務における影響」を、自ら作成した本日の資料に基づき詳細かつ分かり易い解説が為されました。

民法改正は、2006年に法務省が見直しに着手して以降、11年の長きに亘り検討が重ねられ、ようやく2017年5月の国会で可決承認、約120年を経て大改正が為されました。本日のセミナーでは、この度の改正の内、中小企業・協同組合と密接に関係する事項である時効制度、保証、約款などにポイントを絞って、改正民法に精通した稲田弁護士より詳細な解説が行われました。終了後に実施したアンケートには、「説明が分かり易く参考になりました」、「今後の業務に合ったテーマでした」、「中小企業に関係のある改正内容のポイントが良くわかりました」などの感想が寄せられ、無事セミナーは終了いたしました。

大阪府中央会では中小企業の皆様が抱える法律上の悩みやトラブルの解決に向けて、今後もこうしたセミナーを定期的で開催してまいりたいと考えております。

お時間の都合がございましたら、是非、次回以降も多数ご参加をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

